

## 学校施設のあり方研究会設置要綱

### (設置)

第1条 川崎市立学校(園)における多様な教育活動や社会環境の変化に対応した学校施設の整備・充実と、その施設の有効活用を図るため、今後の学校施設のあり方について研究することを目的に、学校施設のあり方研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

### (調査・研究項目)

第2条 研究会は、次の事項を検討する。

- (1) 教育内容等に対応する学校施設のあり方に関する事
- (2) 学校教育活動外における学校施設の活用に関する事
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

### (調査・研究委員の構成)

第3条 研究会の調査・研究委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者をもって構成し、事務局を教育委員会事務局総務部教育施設課に置く。

- (1) 川崎市立学校(園)の教職員
  - (2) 川崎市教育委員会総務部教育施設課長
- 2 研究会に、前項に掲げる者のほか、必要に応じ関係局各課の職員を臨時の委員として加えることができる。

### (研究会の運営)

第4条 研究会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会議を召集し、これを主宰する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは委員長の職務を行う。
- 4 研究会は、関係委員によるワーキンググループを設置し、その検討内容の報告を求めることができる。

### (その他)

第5条 前各条に掲げるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、委員長が研究会の会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年7月27日から施行する。